

ベビー用おやつに関するガイドライン

平成 21 年 9 月 1 日 制定

日本ベビーフード協議会

1. 目的

この注意表示ガイドラインは、ベビー用おやつにおける注意表示内容を統一化するとともに、多くの消費者に読まれるように配慮することにより、ベビー用おやつによるのど詰まりを未然に防止することを目的とする。

2. 適用の範囲

このガイドラインは、1 歳未満の乳児を対象とし、「〇か月頃から」などと適用月齢をうたった、せんべい、ビスケット、ポーロ、ウエハース等の乾燥した菓子類に適用する。

3. 必要な注意表示事項

ベビー用おやつにあっては、表 1 の「必要な注意表示事項」に沿って表示をする。

なお、「必要な注意表示内容」を伝達できる基本的なキーワードが含まれていれば、文章を各企業によって変更することは差し支えない。

4. 表示方法

「必要な注意表示事項」は、次に定めるところにより表示する。

4-1 注意喚起マークおよび表題

図 1 に示した注意喚起マークを表示したうえで、「必ずお読みください」と表題をつけて表示をする。その際、注意喚起マークの一辺の長さは 6 mm 以上とする。また、表題の表示に用いる文字は日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 8 ポイント以上の統一のとれた活字で、同一視野内の背景やその他の文字の色と対照的な色とする。ただし、表示可能面積がおおむね 1 5 0 cm² 以下のものにあっては、注意喚起マークの一辺の長さは 4 mm 以上とし、表題の表示に用いる文字は日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 5. 5 ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

4-2 枠囲み

「必要な注意表示事項」は原則として一括して記載し、枠で囲む。ただし、「発育への配慮事項」についてはこの限りではない。この際、枠の色は背景の色と対照的な色とする。ただし、枠で囲うことが困難な場合には、赤字にする、下線を引くなどし、目立つように表示することができる。


4-3 記載場所

「必要な注意表示事項」は原則として容器又は包装の裏面に記載する。ただし、裏面に記載することが困難な場合には、注意喚起マークを記載したうえで、その記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。


表1 必要な注意表示事項

必要な注意表示内容		キーワード	表示義務	表示例
禁止事項		横になっている、おんぶしている	必須	お子さまが横になっている時やおんぶしている時にはあげないでください。
		泣いている時	任意	お子さまが激しく泣いているときには、あげないでください。
配慮事項	与え方の配慮事項	必ず見守る	必須	お子さまがじゅうぶんになめとかしたり、かみくだいたりして、上手にのみこみ終わるまで、必ず見守ってあげてください。
		水分を与える	任意	食べている時や、食べ終わった後は湯ざましや麦茶などをあげてください。
		口に頬張り過ぎない	任意	口いっぱい詰め込まないように量を調節してあげてください。
	貼り付き防止への配慮事項	水分を含ませてから与える	任意	慣れない頃は、湯ざましに浸すなど、水分を含ませてからあげてください。
その他	発育への配慮事項	月齢は目安です	必須	月齢は目安です。お子さまの食べる様子を見て、あげてください。

図1 注意喚起マーク

図記号	関連規格
	日本工業規格 消費者用警告図記号 JIS S 0101 の 6.2.1

※表示イメージ

 **必ずお読みください**

- お子さまが横になっている時やおんぶしている時にはあげないでください。
- お子さまがじゅうぶんになめとかしたり、かみくだいたりして、上手にのみこみ終わるまで、必ず見守ってあげてください。

● 月齢は目安です。お子さまの食べる様子を見て、あげてください。